

一般社団法人日本人間工学会認定人間工学準専門家に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は一般社団法人日本人間工学会（以下「学会」という。）が認定する認定人間工学準専門家について定める。

(定 義)

第2条 本規程において「認定人間工学準専門家」とは、人間工学の実践と自己研鑽を積み重ねることにより、基礎的な専門知識または実務経験を有すると学会が認定し、認定人間工学準専門家名簿に登録した者をいう。

(資格の認定)

第3条 大学学部を卒業し、人間工学準専門家資格認定試験に合格した者は、認定人間工学準専門家となる資格を有する。

(受験資格)

第4条 第3条の資格認定試験を受験することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学学部または大学院において、もしくはそれらを通算して人間工学に関する専門教育科目を12単位以上取得している者。
但し、人間工学に関する専門教育は、人間工学の原理、人間の特性、人間の特性の測定・評価のいずれかに関する専門課程を2単位以上含むものとする。
 - (2) 大学学部を卒業し、人間工学の実際的応用に関する実務経験5年以上を有する者。
- 2 前項(1)については、大学学部にて在学中でも受験することができる。ただし、審査に合格しても認定されるのは卒業後とする。

(受験資格の判定)

第5条 該当する専門教育修得歴3年以上に相当する専門教育を、大学学部または大学院において、もしくは両者を通じて行っている教育機関は、機構が求める資料を提出して機構に登録することができるものとする。登録していない教育機関で専門教育を受けた者は、機構が定める必要資料を提出の上、機構に人間工学に直接関係する分野を含む人間工学に関する専門教育修得歴3年以上に該当する旨の認定を求めることができるものとする。

(資格認定試験)

第6条 第3条の資格認定試験は、書類審査試験方式により行う。

- 2 書類審査試験方式による試験は、人間工学に関する基礎的な専門知識または実務経験の有無を判定することを目的として行う。

(名簿への登録)

第7条 認定人間工学準専門家となる資格を有する者が認定人間工学準専門家となるには、別途定める登録手続きを行った上で、機構に入会し、学会の認定人間工学準専門家名簿に登録されなければならないものとする。

- 2 理事長は、認定人間工学準専門家となる資格を有する者について、その申請に基づき、前項の認定人間工学準専門家名簿に登録するとともに、人間工学準専門家認定証を交付する。
- 3 認定人間工学準専門家名簿に登録された者でなければ「日本人間工学会認定人間工学準専門家」を称することはできないものとする。

(登録事項の変更)

第8条 認定人間工学準専門家は、あらかじめ登録した事項について変更が生じたときは、遅滞なく、理事長あて届け出なければならない。

(名簿からの削除等)

第9条 理事長は、認定人間工学準専門家が次の各号のいずれかの理由に該当するときは、認定人間工学準専門家名簿から当該認定人間工学準専門家に関する事項を削除することができる。

- 一 別に定める方法により認定人間工学準専門家登録の削除の申し出があったとき
 - 二 認定人間工学準専門家名簿の登録を更新しなかったとき
 - 三 認定人間工学準専門家としてふさわしくない行為があったとき
 - 四 機構を退会したとき
- 2 前項第二号及び第三号による登録の削除については、機構幹事会及び学会理事会の議決を要するものとする。
 - 3 第1項第三号の事由により認定人間工学準専門家名簿から削除された者は、その時点をもって認定人間工学準専門家資格を喪失したものとみなす。

(資格の有効期限)

第10条 第3条で認定した人間工学準専門家資格の有効期限は、資格を取得した日から起算して5年間とする。

(資格の更新)

第11条 既に認定人間工学準専門家資格を有している者は、別に定める継続的能力開発のポイントを取得することにより、第10条の規定にかかわらず認定人間工学準

専門家資格を更新することができる。

(登録の更新)

第12条 認定人間工学準専門家資格を更新した者で認定人間工学準専門家としての登録を希望する者は、別に定めるところにしたがって、登録の更新を行わなければならない。

(義務)

第13条 認定人間工学準専門家は、良心に従い誠実にその職務を遂行するとともに、研鑽に励み自己の専門家としての能力向上に努めなければならない。

(倫理規程)

第14条 認定人間工学準専門家が守るべき倫理規程は、別に定める。

付 則

1 この規程の改廃については、理事会の承認を得るものとする。

平成24年10月30日 制定

2024年3月6日 改訂